

多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

令和4年7月1日

東 温 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			上林地区	無	令和2年度～令和6年度	上林集落協定
	○			下林地区	無	令和2年度～令和6年度	下林上集落協定
	○			則之内地区	無	令和2年度～令和6年度	則之内集落協定
	○			井内地区	無	令和2年度～令和6年度	井内中集落協定
	○			松瀬川地区	無	令和2年度～令和6年度	鳥の子集落協定
	○			松瀬川地区	無	令和2年度～令和6年度	前松瀬川集落協定
	○			松瀬川地区	無	令和2年度～令和6年度	奥松瀬川集落協定
	○			北方地区	無	令和2年度～令和6年度	宝泉集落協定
	○			河之内地区	無	令和2年度～令和6年度	狩場宝蔵寺集落協定
	○			河之内地区	無	令和2年度～令和6年度	問屋坂の上集落協定
	○			河之内地区	無	令和2年度～令和6年度	問屋黒岩集落協定